



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年9月1日火曜日 第2096号

◇ 目 次 ◇ 告 示

消費生活センターの公示.....	786
保安林予定森林.....	786
保安林の皆伐面積の限度の公表.....	787
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	788
兼用工作物の管理の方法について.....	788
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	789
道路の供用開始（ " " ）.....	789

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者.....	789
技能検定の実施.....	790

告 示

○愛媛県告示第1111号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項に規定する施設について次のとおり公示する。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 施設の名称及び住所
愛媛県消費生活センター
松山市山越町450番地
- 2 消費生活相談等の事務を行う日及び時間
愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後7時まで

○愛媛県告示第1112号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市金生町山田井字沼ヶ谷乙150の2、乙150の53から乙150の55まで、乙150の79
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沼ヶ谷乙150の2、乙150の79
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市川之江町字大門山2808の10（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大門山2808の10（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市富郷町豊坂字高野山丙334の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高野山丙334の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所
四国中央市柴生町字西ノ谷33、34、字家ノ浦乙29の3、字西ノ尾乙30の1、字芋尻乙32の1、乙33の15
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ谷33・34・字家ノ浦乙29の3・字芋尻乙32の1・乙33の15（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

四国中央市金生町山田井字沼ヶ谷乙 150 の23

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1113号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	565.36	四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。)、四国中央市新宮町、新居浜市(別子山に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	20.19	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	380.14	新居浜市(別子山を除く。)、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。))に限る。)、四国中央市(金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。)、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	826.74	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	205.55	西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。)、西条市小松町(石鎚(字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。))を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部を除く。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	270.78	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市(吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。)、松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	361.99	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	253.10	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、鏡、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、伊予市(中山町、双海町を除く。)、西条市丹原町(関屋及び田滝の各一部に限る。)、東温市(滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	624.56	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川(一部を除く。))に限る。)、伊予郡砥部町(満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。)、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	70.57	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	740.60	大洲市、喜多郡内子町(本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。)、西予市宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部を除く。)、野村町(大野ヶ原の一部を除く。)、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	89.60	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町(郷内、西山田及び山田の各一部に限る。)
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.35	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	625.34	宇和島市(三間町及び野川の一部を除く。)、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	120.65	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	17.99	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町

弓 削 地 区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土砂流出防備保安林	1.44	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四 万 十 川	水源かん養保安林	557.54	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	38.53	
仁 淀 川 上 流	水源かん養保安林	950.13	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	37.87	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南 予	干 害 防 備 保 安 林	18.62	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東 予	保 健 保 安 林	17.94	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.84	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八 幡 浜 ~ 肱 川	保 健 保 安 林	21.12	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島 ~ 四万十川	保 健 保 安 林	3.78	宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川~加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1114号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年9月1日から9月14日まで

○愛媛県告示第1115号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立

した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月1日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
一級河川肱川水系久米川	久米川左岸堤防	大洲市阿蔵字フルカワ甲1605番2から大洲市阿蔵字フルカワ甲1641番2	道路管理者 大洲市 大洲市大洲690番地1
"	"	大洲市阿蔵字フルカワ甲1605番2から大洲市阿蔵字ヤナイダ甲1141番2地先	"
"	久米川右岸堤防	大洲市大洲908番1から大洲市大洲906番2地先	"
"	"	大洲市大洲770番2地先から大洲市大洲906番2地先	"

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成21年9月1日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂282番から 同町283番地先まで	新	メートル 2.6～2.6	キロメートル 0.052	

○愛媛県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂282番から 同町283番地先まで	平成21年9月1日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成21年8月11日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成21年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10005	10006	10007	10014
10023	10024	10028	10029

10031	10039	10043	10044
10045	10052	10053	10055
10065	10072	10074	10075
10076	10077	10078	10083
10092			

20115	20116	20117	20120
20121	20127	20130	20135
20136	20140	20144	20149
20151	20152	20166	20167
20178	20180	20186	20198
20199	20200	20223	20224
20228	20232	20236	20241
20253	20254	20258	20259
20287	20293	20294	20299
20317			

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20002	20008	20016	20019
20034	20046	20047	20053
20054	20059	20071	20075
20078	20102	20113	20114

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成21年 9月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
金属溶解（鋳鉄誘導炉溶解に係るものに限る。）、鋳造（鋳鋼鋳物鋳造に係るものに限る。）、鉄工（構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメーキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、帆布製品製造、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書きに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級
電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、和裁、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書きに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）及び電気製図	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成21年11月30日（月）から平成22年2月21日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
金属溶解（ 鋳鉄誘導炉溶解に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験	1 級及び2 級	平成22年 1 月24日(日)
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）及び配管	3 級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	平成22年 1 月31日(日)
鉄工（ 構造物現図に係るものに限る。）、工場板金（ 機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食及びビニルエステル樹脂積層防食に係るものに限る。）、石材施工（ 石材加工に係るものに限る。）、パン製造、水産練り製品製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図（ 機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。 ）	1 級及び2 級	
バルコニー施工	等級を区分しない	
冷凍空調和機器施工及び機械・プラント製図（ 機械製図手書きに係るものに限る。 ）	3 級	
鋳造（ 鋳鋼鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、建築大工、かわらぶき、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書きに係るものに限る。）、電気製図及び塗装（ 鋼橋塗装に係るものに限る。 ）	1 級及び2 級	
電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工	等級を区分しない	平成22年 2 月 7 日(日)
和裁、建築大工、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書きに係るものに限る。 ）及び電気製図	3 級	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成21年9月28日（月）から10月9日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地 1 愛媛県三番町ビル内

愛媛県職業能力開発協会